

---

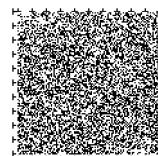
第 9 期  
鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画  
【 令和 6 年度 ～ 令和 8 年度 】

---

住み慣れた地域のなかで、いきいきと安心して暮らせるまち  
いつまでも元気で、活動的で、生きがいに満ちて暮らせるまち  
～地域共生社会を目指して～

 令和 6 年 3 月  
鴻 巣 市

この冊子には音声コード「Uni-Voice」が印刷されています。  
専用アプリで読み取ると音声で内容が確認できます。



# 高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

## 1 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画を一体化して策定する計画です。

令和2年度に策定した第8期計画を見直し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）等の中長期を見据えた、高齢者の福祉全般にわたる総合計画として、本計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「鴻巣市総合振興計画」をはじめ、福祉部門の上位計画に「鴻巣市地域福祉計画」を位置付け、「鴻巣市障がい者計画・鴻巣市障がい福祉計画・鴻巣市障がい児福祉計画」、「鴻巣市子ども・子育て支援事業計画」、「鴻巣市健康づくり推進計画」、「鴻巣市いのち支える自殺対策計画」との整合性を図るとともに、その他の関連計画との調和を図り策定しました。

また、埼玉県「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県地域保健医療計画」等とも整合性を図り、さらに、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の要素を反映し、達成に向けた取組の方向性との整合も図り策定しました。

### 【SDGs（エスディーゼーズ）】

本市は2023年度に「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの目標達成を目指しています。

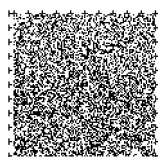


※SDGs（Sustainable Development Goals）のゴール（達成目標）を示すアイコン

## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R22年度 (2040)
	第8期計画 令和3年度～令和5年度		第9期計画 令和6年度～令和8年度			第10期計画 令和9年度～令和11年度			
		見直			見直			見直	
令和22年（2040年）等の中長期的な視点を踏まえて									

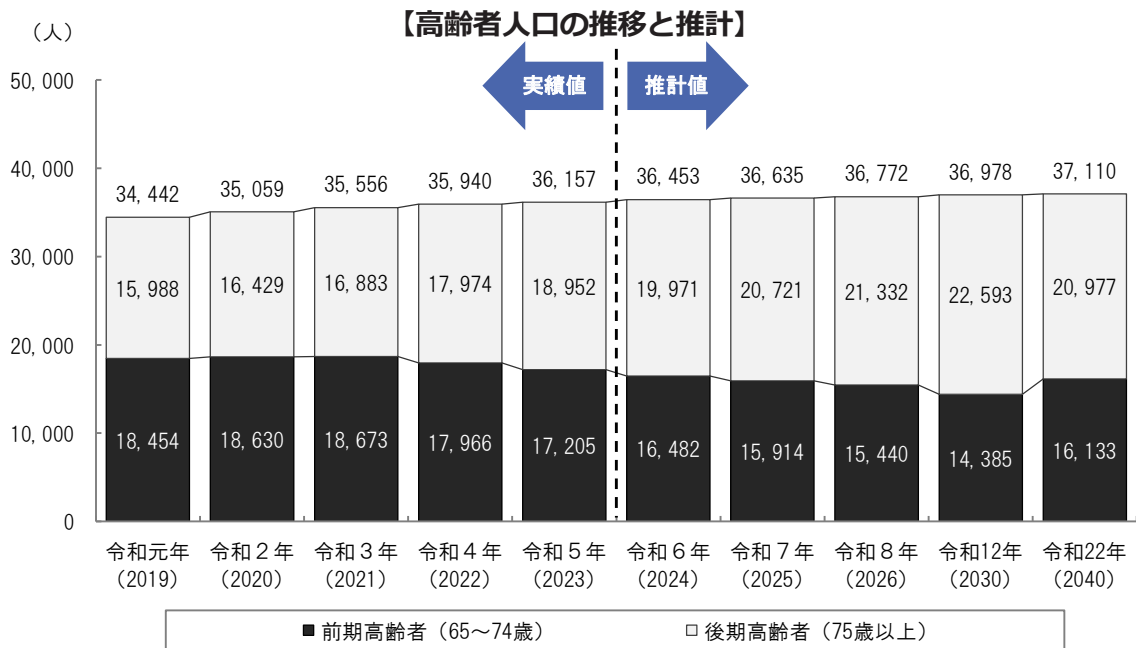
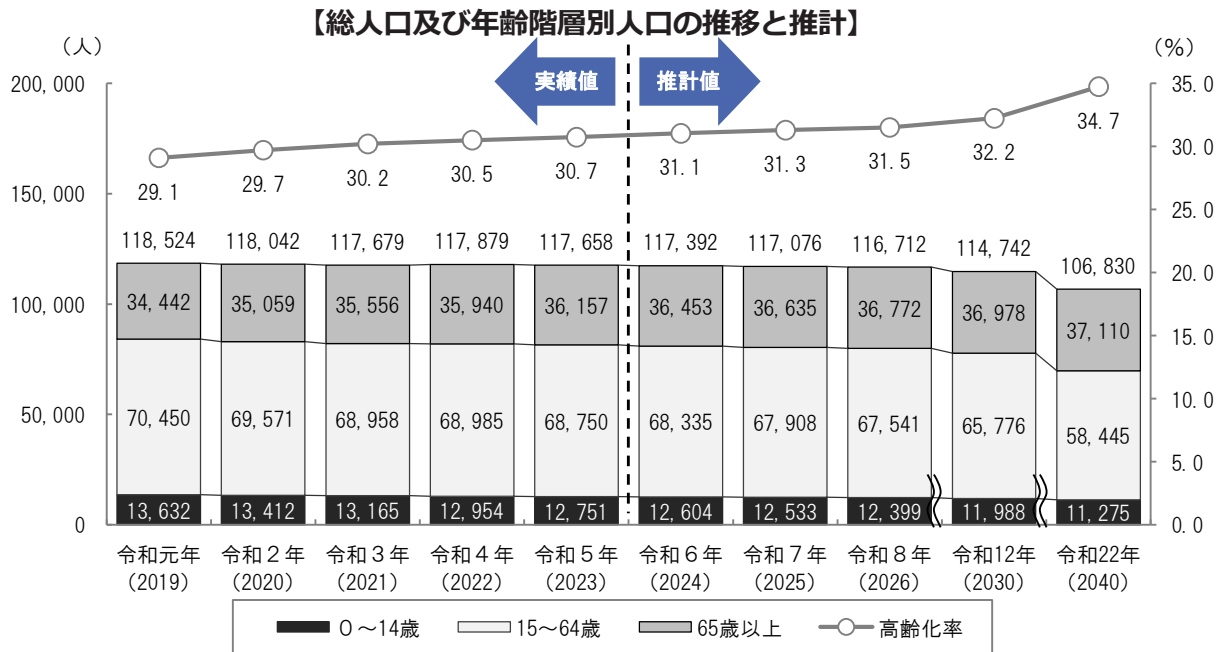


# 本市の高齢者を取り巻く現状と将来

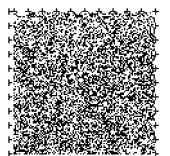
## 1 人口の状況

本市の総人口は令和5年10月1日現在、117,658人となっています。年少人口及び生産年齢人口は減少を続けている中、高齢者人口は増加を続け、高齢者人口は36,157人で、高齢化率は30.7%となっています。

将来推計では、令和22年には総人口が106,830人、高齢者人口が37,110人（高齢化率34.7%）になることが予測されます。

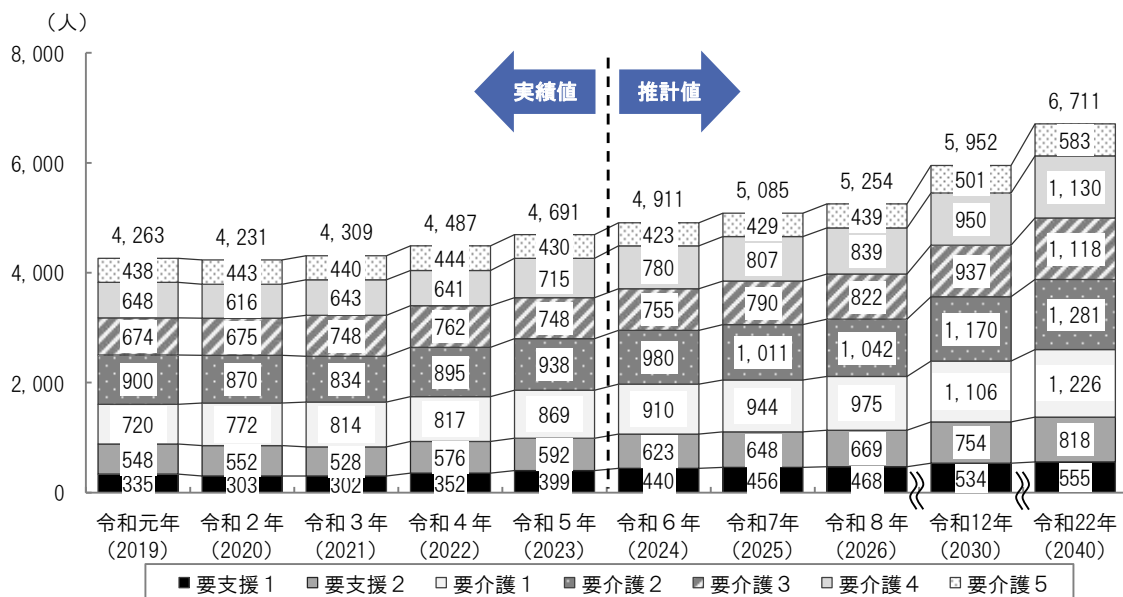


資料：令和元年～令和5年 住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値は令和5年10月1日現在の住民基本台帳をもとに推計



## 2 要支援・要介護認定者の状況

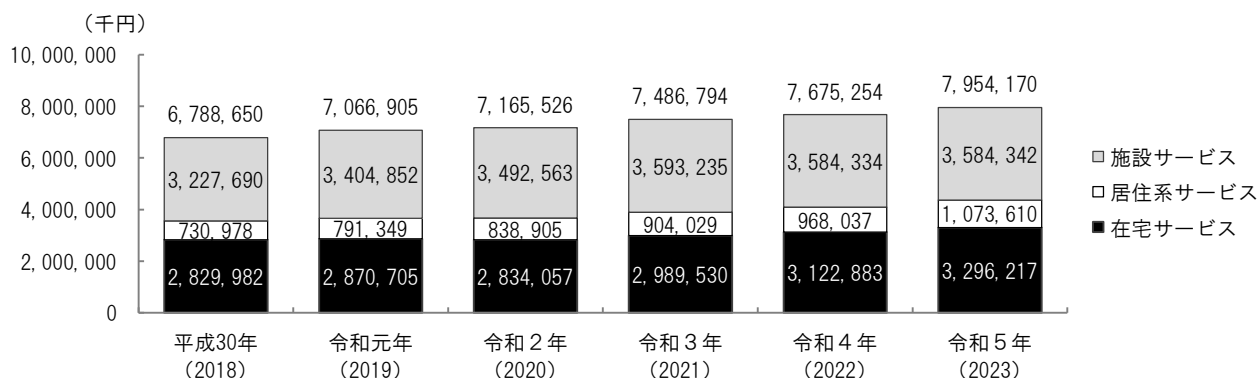
本市の要支援・要介護認定者数は、令和5年9月末日現在で4,691人となっています。また、令和22年には要支援・要介護認定者数が6,711人になることが予測されます。



資料：令和元年～令和5年 介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）推計値は地域包括ケア「見える化」システムより

## 3 給付費の推移

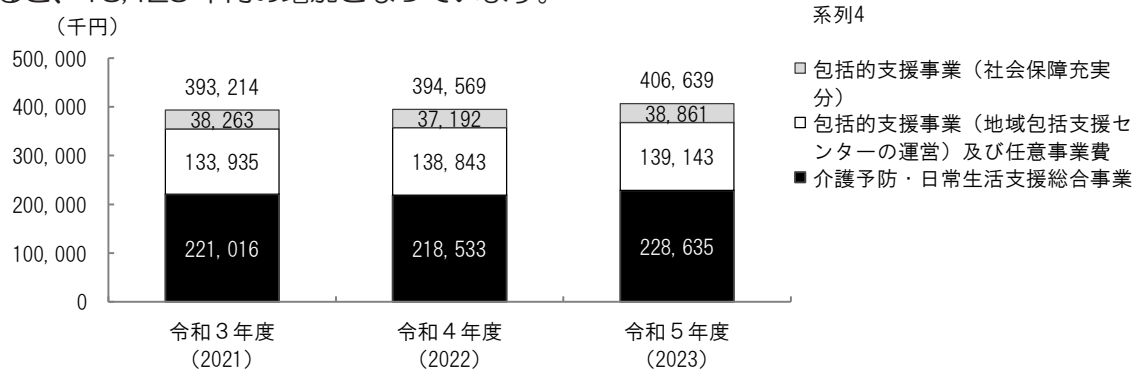
本市の介護保険給付費年額の合計は、令和5年度（見込み）で7,954,170千円となっています。令和2年度と比較すると、この3年間で788,644千円の増加となっています。



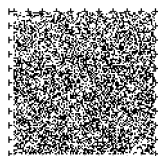
資料：地域包括ケア「見える化」システムより ※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。

## 4 地域支援事業費の推移

本市の地域支援事業費の合計は、令和5年度（見込み）で406,639千円で、令和3年度と比較すると、13,425千円の増加となっています。



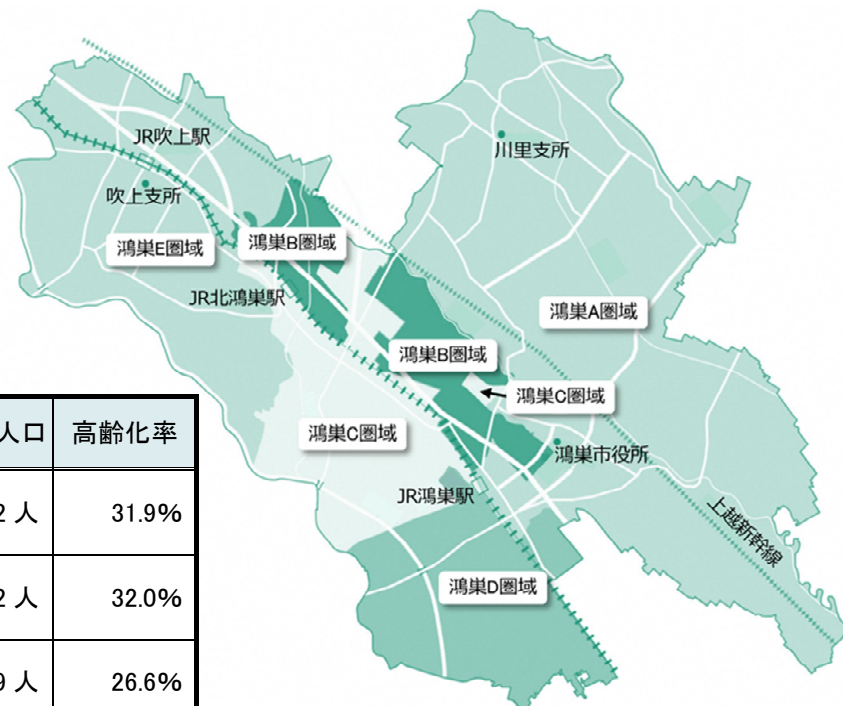
※端数処理の関係で、計算が一致しないことがあります。



## 5 日常生活圏域の設定

日常生活圏域を市内5圏域に設定します。

ただし、地域の特性や状況に合わせて、検討及び見直しを図るものとします。

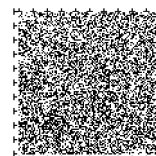


区分 圏域	総人口	高齢者人口	高齢化率
鴻巣A圏域	26,878 人	8,582 人	31.9%
鴻巣B圏域	19,234 人	6,152 人	32.0%
鴻巣C圏域	22,368 人	5,959 人	26.6%
鴻巣D圏域	20,806 人	6,241 人	30.0%
鴻巣E圏域	28,372 人	9,223 人	32.5%
市全域	117,658 人	36,157 人	30.7%

資料：令和 5 年 10 月 1 日現在

### ■ 地域包括支援センター

地域包括支援センター	電話番号	担当地区
川里苑（鴻巣A圏域）	048-569-2650	本町・天神・生出塚・鴻巣・中央・ひばり野・笠原・郷地・安養寺・常光・下谷・上谷・西中曾根・赤城・赤城台・新井・上会下・北根・屈巢・境・関新田・広田
こうのとりのり（鴻巣B圏域）	048-596-2223	本宮町・雷電・加美・宮地・東・三ツ木・川面・寺谷・市ノ縄・八幡田・神明・稲荷町・赤見台・愛の町
彩香らんど（鴻巣C圏域）	048-595-3331	箕田・中井・すみれ野・大間・北中野・登戸・宮前・糠田・堤町・緑町・幸町・栄町
まむろ翔裕園（鴻巣D圏域）	048-540-0294	人形・富士見町・原馬室・滝馬室・逆川・小松・松原・氷川町
吹上苑（鴻巣E圏域）	048-548-8991	榎戸・大芦・鎌塚・北新宿・小谷・三町免・下忍・新宿・筑波・荊原・吹上・吹上富士見・吹上本町・袋・前砂・南・明用



## 第9期計画における主な視点と取組

### 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正

厚生労働省において、第9期計画の策定にあたり、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正が行われました。第9期計画においての記載を充実する事項は次の3項目になります。

- ① 介護サービス基盤の計画的な整備
- ② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- ③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

## 第8期計画における取組の成果

### 基本目標における評価（評価：◎達成・○概ね達成・△未達成）

基本目標	評価
1. 介護予防・生きがいづくりの推進	△
2. 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために	○
3. 尊厳ある暮らしの支援	○
4. 支え合える地域づくりの推進	△
5. 介護保険制度の安定的な運営	◎

### 第8期計画中新規取組

（令和3年度）

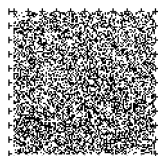
- ・チームオレンジの立ち上げ
- ・中央型自立支援型地域ケア会議のWeb化

（令和4年度）

- ・高齢者あんしんみまもりサービス事業
- ・移動スーパー開始（生活支援体制整備事業）
- ・短期集中訪問型リハビリテーションサービスの開始
- ・住宅改修等の理学療法士又は作業療法士による実地点検事業
- ・介護職員就職支援等事業補助金の継続及び支給対象の拡大（5年以内資格取得）
- ・鴻巣市暮らしを支える情報検索サイト「Liv（リブ）サポねっと」の構築
- ・重層的支援体制整備事業への移行準備

（令和5年度）

- ・難聴者補聴器購入費助成事業
- ・エンディングノートの作成（在宅医療・介護連携推進事業）



# 第9期計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

今後、高齢化が一層進む中、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となるものです。これまでの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会を理念とした、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあう地域共生社会の実現を目指していきます。

本市の特徴と課題を踏まえながら、市民がこれからも安心して豊かな生活が送れるよう、「鴻巣市総合振興計画」を踏まえた上で、基本理念を下記のように定めます。

住み慣れた地域のなかで、いきいきと安心して暮らせるまち  
いつまでも元気で、活動的で、生きがいに満ちて暮らせるまち  
～地域共生社会を目指して～

## 2 基本目標

### 基本目標1 介護予防・生きがいつくりの推進

高齢者一人ひとりが心身の状態や生活環境に応じて自立した生活を継続できるよう、介護予防・重度化防止に向けた取組とともに、社会参加や地域活動を通じた生きがいつくりの取組を一体的に推進します。

### 基本目標2 住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために

高齢者独居世帯、高齢者夫婦世帯や、認知症等により常時介護・見守りが必要な高齢者、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が増加していくことが見込まれる中、高齢者やその家族が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活継続のための取組を促進します。

### 基本目標3 尊厳のある暮らしの支援

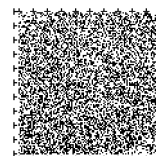
何事も自らの意思により決定することができ、誰もが個人として尊重される地域社会の実現を目指します。

### 基本目標4 支え合える地域づくりの推進

高齢化の進展とともに、介護者の高齢化も進むことが予測されることから、身近な地域で互いに見守り、支え合いながら、介護を受ける本人及びその家族が、地域の中で安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

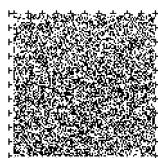
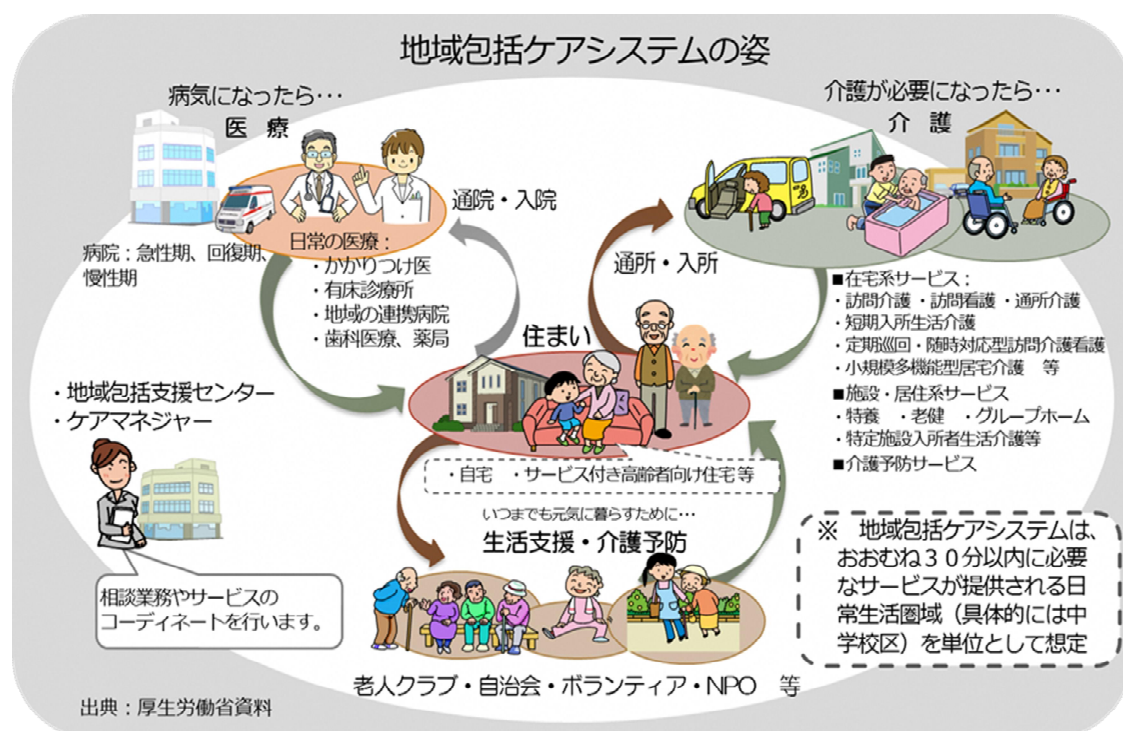
### 基本目標5 介護保険制度の安定的な運営

要支援・要介護認定者等に対して個々の状態に応じて必要なサービスが確保されるよう、実態に即した見込みを定めるとともに、サービス提供に必要な人材確保に努め、介護保険制度の安定的な運営を目指します。



# 施策の体系

<b>基本目標 1</b>	<b>介護予防・生きがいづくりの推進</b>
1. 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止及び健康づくりの推進 2. 生きがいづくり・仲間づくりの促進 3. 高齢者の社会参加の促進	
<b>基本目標 2</b>	<b>住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるために</b>
1. 相談支援体制の強化 2. 地域課題・資源の把握、解決策の検討 3. 在宅医療・介護連携の推進 4. 認知症施策の総合的な推進（鴻巣市認知症施策推進計画） 5. 在宅での生活を続けるための支援 6. 高齢者の住まい・施設の整備	
<b>基本目標 3</b>	<b>尊厳のある暮らしの支援</b>
1. 高齢者の権利擁護の推進 2. 高齢者虐待の防止	
<b>基本目標 4</b>	<b>支え合える地域づくりの推進</b>
1. 介護者への支援 2. 災害や感染症対策における支援体制の確保 3. 包括的支援体制の整備	
<b>基本目標 5</b>	<b>介護保険制度の安定的な運営</b>
1. 介護保険制度の概要 2. 介護保険事業費の推計手順 3. サービスごとの実績と見込み 4. 地域支援事業の見込み 5. 第1号被保険者の保険料 6. 低所得者等への対応 7. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と介護現場の生産性の向上 8. 介護給付適正化計画	

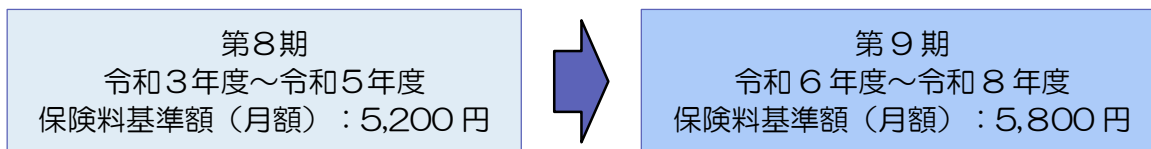




# 第1号被保険者の介護保険料

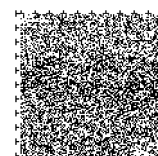
本市においては、所得段階の負担割合を低所得の人へ配慮し、所得のある人には応分の負担をしてもらうように第1段階から第14段階の多段階の設定を行っています。

## 【第8期から第9期の介護保険料の変化】



### ■ 第1号被保険者の介護保険料の設定

所得段階	対象者	負担割合	保険料（年額）
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 × 0.455	31,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）と課税年金収入額の合計が80万円超 120万円以下	基準額 × 0.585	40,700円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の前年の合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額 × 0.69	48,000円
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人の前年の合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額 × 0.9	62,600円
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人の前年の合計所得金額（年金収入にかかる所得分を除く）と課税年金収入額の合計が80万円超	基準額	69,600円
第6段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円未満	基準額 × 1.2	83,500円
第7段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額120万円以上 210万円未満	基準額 × 1.3	90,400円
第8段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額210万円以上 320万円未満	基準額 × 1.5	104,400円
第9段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額320万円以上 420万円未満	基準額 × 1.7	118,300円
第10段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額420万円以上 520万円未満	基準額 × 1.9	132,200円
第11段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額520万円以上 620万円未満	基準額 × 2.1	146,100円
第12段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額620万円以上 720万円未満	基準額 × 2.3	160,000円
第13段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額720万円以上 1,000万円未満	基準額 × 2.4	167,000円
第14段階	本人が市町村民税課税かつ前年の合計所得金額1,000万円以上	基準額 × 2.6	180,900円





**第9期鴻巣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画  
概要版**

令和6年3月

発行：鴻巣市

編集：鴻巣市健康福祉部介護保険課

福祉課

〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号

TEL：048-541-1321（代表）

FAX：048-541-1328

URL：<https://www.city.konosu.saitama.jp/>